

社会福祉法人ポレポレ役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポレポレの役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 役員に支給する報酬等の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 理事長手当
- (2) 評議員手当
- (3) 理事手当
- (4) 会計監事手当
- (5) 監事手当

(理事長手当)

第3条 理事長手当は、年額100,000円とする。

(評議員手当)

第4条 評議員会に出席した評議員には1回2,000円の手当を支給する。

(理事手当)

- 第5条 理事会に出席した理事には1回2,000円の手当を支給する。
- 2 業務を執行した場合には、日当2000円の手当を支給する。

(会計監事手当)

第6条 会計監査を行った会計監事に年額60,000円の手当を支給する。

(監事手当)

- 第7条 監事監査を行った監事には1回10,000円の手当を支給する。
- 2 理事会・評議員会に出席した場合は2,000円の手当を支給する。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成29年11月26日 改正
(尚、この規程は平成29年4月1日に遡及して適用するものとする)